

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年1月15日)

開催日及び場所		令和7年12月3日(水)北陸農政局第1・2会議室		
委員		中田 博繁 (弁護士) 古谷 まゆみ (公認会計士) 岡田 敬介 (ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和7年7月1日～令和7年9月30日		
審議対象案件		109件うち、1者応札(応募)案件 14件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件 3件 (抽出率 4.6%) (抽出率 21.4%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	抽出なし
	随意契約		抽出なし	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品役務等	一般競争		抽出なし
		指名競争		該当なし
		随意契約(企画競争・公募)		抽出なし
随意契約(その他)		抽出なし		
(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>1 一般競争 信濃川左岸流域農業水利事業 2号幹線用水路高梨・五辺工区工事</p>	<p>◆基本的には辞退するケースが習慣になってきている。</p> <p>◆調査資料の作成や受注後に入札公告に記載のある品質確保等に向けた対応策を受け入れていただくこととなる。調査資料はかなりボリュームがあり、受注意欲が高い業者であれば、調査資料を提出する場合もあるが、そこまでの労力をかける必要がないと判断した業者は辞退することが多い。低入札価格調査制度が導入された経緯としては、競争性の確保を基本としつつ、低価格の受注による品質の確保に支障が生じる事態を防止するために調査基準価格が設けられたものと理解している。一定の価格を割り込むようであれば、施工体制の確保等を資料により確認する必要があるということが基本的な考えである。</p> <p>また、入札時点では業者に対し、競争相手の有無や落札に必要な点数を開示していないため、多大な資料を作成したとしても、落札に至るかどうかは計り知れない。そのため、現状では、資料作成に時間と労力を割くよりも別の工事の受注に向けそのまま辞退するケースが多いと思われる。</p> <p>◆仮に低い評価を受けたとしても、事業地区における工事实績は残ることとなる。そ</p>
	<p>◆過去にも低入札価格により辞退した事例があり、低入札の場合では、調査しても（評価値の順位が）逆転しない場合が多いという説明を受けたが、そのような認識が広まっていることからヒアリングを辞退してしまうのか、あるいはヒアリングに対応し入札に参加する事例もあるのか、実務的にはどのような状況なのか。</p> <p>◆低入札価格調査に関して一般的なことを伺いたい。入札公告の中で低入札価格調査を受けた場合の説明が記載されているが、低入札価格で入札した場合、業者にとってはどのような不都合が生じるのか、実務的な面でご説明いただきたい。</p> <p>◆ご説明のとおり、安かろう悪かろうの工事を防止する方策である点は理解</p>	

できるが、工事を完成した後、業者は工事成績の評価を受けることとなっている。仮に工事成績が悪ければ低い評価を受け、次の工事において何らかのデメリットを被ることになると思われるが、当該対策（工事成績評定）だけでは防げないのか。

◆落札率が 100%に近いが、予定価格は開示していないのでは。

◆業者各々で積算能力に差があるのか。

◆一般的には調査基準価格付近で競争が行われるとの説明であるが、今回の受注業者は価格的にはあまり積極的ではなかったが、結果的に落札できたということになるのか。

の 1 工事を受注した場合、その 2、その 3 工事については工事内容や実情が分かっているため、業者には競争が可能と思われる可能性がある。他方、発注者側では、予算や工期が限られている中で発注しており、工事の手直し等にかかる余裕が全く無い場合は、評価の低い業者を歓迎することはないので、競争参加資格の要件で抑えることとなる。地元企業を育てないといけない視点になった場合は、競争参加資格のランクの幅を広げ、下のクラスの有資格者も競争参加資格者とすることもあるが、今後の工期等を勘案し、一定の評価に基づき競争参加資格を設定しているのが実態である。

◆予定価格は開示していないが設計書は公表している。数量、単価、歩掛は公表し、業者へは配布資料として渡しているため、かなりの精度で見積もることが可能な状況となっている。今回の案件では結果的に 2 者のみの入札であったため、入札金額が不自然な姿に見えるが、通常 10 者程度が参加する入札の場合、調査基準価格付近に入札金額が固まる傾向にあるが、予定価格に近い者も複数存在することもある。今回の場合は調査基準価格を下回る 1 者と予定価格に近い 1 者のみの入札であり、後者の落札により高落札率となった案件である。

◆積算能力の差ではなく、発注者側からは積算に必要な材料を提供していることから、業者各々の得意分野による積算内容の差や企業努力により競争性が働くものと思われる。

◆可能性はある。企業評価の評価点も他社と比べて高くはなく、競争参加者が他にいれば落札の可能性は低かったかもしれない。入札結果としては、恣意的な要素がなかったことを示している。

◆企業評価は更新されるのか。

◆毎年農水省において追加等の見直しが行われており、案件ごとに入札説明書の中で評価項目及び評価基準が示されている。

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>2 一般競争 関川用水農業水利事業 用水管理設備更新他工事</p>	<p>◆3つの工事内容（①水管理システムの改修、②既設水位計移設、③流量測定設備（水位計等の設置）を一括で発注した理由について、本工事の対象である水管理システムは、既設の水位計のデータを中央管理所に集めて流量を監視するシステムであり、水位計のデータと中央管理所のシステムを連携して効果を発揮するものであることから、一体的な整備が必要であり、分割発注が困難であったことによる。水管理システムの改修を随意契約として別発注しなかったのは、入札不調や不落とならないよう競争性の確保を優先した入札方式を採用したためである。当初のシステムを設置した業者が継続的にシステムメンテナンスを行っていく形式は慣行的であり、農水省だけでなく政府全体でも問題視されているところである。デジタル庁では誰でも利用、修正可能なオープンソースなシステムを導入し、競争性の確保及び参加を進める議論がなされており、政府全体としても検討しているが、農水省では全てのシステムのオープン化には至っておらず、既存のシステムの活用に残っているのが背景としてある。随意契約による別発注に関しては、一般的な観点から随意契約が容認されるものであれば、行政手続きの面からも手続きが簡易であり、コストの節減等につながるが、ベンチャー企業等の参入等競争性の可能性がある場合、受け入れられるような形をとった方がよいと判断し、工事内容に含めたものである。</p> <p>◆水位計の設置業者とシステムの改修業者が異なると、設置方法が悪く正確な観測が</p>
	<p>◆2点伺いたい。①3つの工事内容をセットにし、1つの案件として発注した理由、②水管理システムの改修については、当初設置した業者しか受注できないのが一般的と思われるが、随意契約により別発注しなかった背景等。</p> <p>◆1者応札後に実施したアンケート結果において、当初のシステムを設置し</p>	

<p>た業者以外はシステム調整が対応不可である旨の意見が出ている。システムの改修部分を別枠で発注できなかったことに疑問を感じていたが、先ほどの説明により、水位計の設置と中央制御システムの調整は不可欠であることは理解できた。水位計の設置だけを考えた場合、システム業者とは無関係であるため、契約の分離が1者応札の状況を是正する論点になると思われるが、アンケートの分析結果による今後の対応では、早期発注に努めることを対策としており、焦点が合っていないように思われる。現状ではシステムの改修と水位計の設置は分けて発注できないということでのよいのか。</p> <p>◆一般競争により広く公募はしているものの、現実的には1者応札となった結果に対しては対応が困難な工事であるのか。</p>	<p>できなかった場合、責任の所在がどちらの業者にあるかを行政側で明確にできるか否かという問題が生じる。水位計の設置は正確な計測から管理が一連の工程となっており、一般化され汎用性のある機器ならば工事の分離が可能と思われるが、農業水路に係る施設においては汎用性がないのが実態である。</p> <p>◆工事内容の一部を切り取って発注する対応は困難であるが、一部改修ではなくシステム全体を入れ替えることで競争性が確保され、メンテナンスを含めたコスト縮減が図れると判断できれば、別の工事内容による発注が可能と思われる。</p>
---	---

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 一般競争 全体実施設計 阿賀野川左岸地区 早出川頭首工安全性評価他業務</p>	
	<p>◆1者応札の案件であるが、今回入札した業者は過去に受注実績がある等、どのような背景や理由をもって応札したと考えるのか。</p> <p>◆1者応札に対する今後の対応として、更なる早期発注に努めることとしているが、今回の案件の入札公告が5月中旬であり、現実的に早めることは可能なのか。</p> <p>◆2月、3月に入札公告する場合、予算的な措置に問題がないのか。</p> <p>◆今後、早期発注の対応を図るのか。</p> <p>◆これまで審議したコンサルタント業務では、入札公告資料のダウンロード等による入札参加の意思を示すとともに、入札にも参加するのが一般的であったが、今回の案件では複数の業者が資料をダウンロードしているにもかかわらず、1者しか入札に応じていない。業務内容から特殊性もみられないことから何か他に要因があるのではないのか。</p>	<p>◆前年度に当該地区近隣における別の頭首工の安全性評価委員会の資料作成業務を請け負っており、ノウハウ等があったことから応札されたものと推測する。</p> <p>◆今回の案件は入札公告が5月中旬、契約締結が7月であることから、2月から3月に入札公告を行い、4月早々に契約締結することにより、業者の確保が可能と考える。</p> <p>◆前年度中の入札公告は一般的に行われており、予算成立前であれば次年度予算成立後に限る等注釈を付記することで、予算成立前の執行には制限がある旨の断りを入れている。</p> <p>◆発注時期の前倒しについては、かなり限界に近いと思われるが、早期発注により、アンケート調査結果にある「他の受注案件を抱えている」ことへの対応につながるのではと考えている。</p> <p>◆頭首工の安全性評価については、既設の施設に対し、経年劣化等によるリスクを過去の技術基準だけでなく、現在の技術基準に照らし合わせて適用させ判断する等の高度な技術的知見が求められる。頭首工に精通した業者となるとかなり絞られてくるため、参加業者が少なくなるものと推測する。全国的にはダムの安全性評価が一巡し、頭首工の評価を進めているところであり、一定程度の高い技術力があり、過年度に頭首工の設計や該当地区の用排水に係る業務に実績のある者等が受注業者になっていくの</p>

	<p>◆アンケート調査結果と要因分析について、競争性を高めていく意識で1者応札案件を重点抽出対象案件に設定しているのであれば、表面的でなく本質的な要因の分析が必要ではないかと考える。</p>	<p>ではと思われる。</p> <p>◆次回以降、表面的な分析による単純な対応ではなく、本質的な要因分析を行った上で(1者応札の状況を是正する)対応策を示せるよう取り組んでいきたい。</p>
--	---	---

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 簡易公募型競争 新津郷排水農業水利事業 覚路津排水機場他建物事前調査業務</p>	
	<p>◆落札した業者の入札金額が他社と比べて著しく低かった理由について、どう考えるのか。</p> <p>◆現在進行中の業務であるが、成果物への影響はないのか。</p> <p>◆第三者照査に要する費用について、業者側は照査する立場にもなり得ることから自己の負担額を把握しているのか。</p>	<p>◆ヒアリング等を実施していないため、具体的な理由は不明であるが、受注業者の本社が事業地区にあることから、当該地区の事情に詳しいこと、移動に要する経費及び時間の負担が軽減されることが理由として推測される。</p> <p>◆業務説明書及び特別仕様書において、受注業者が費用を負担し、成果物を他社が評価する第三者による照査を受けることとなっており、品質確保を図っている。</p> <p>◆実際に支払っている金額は不明であるが、把握していると思われる。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 簡易公募型プロポーザル 河北潟周辺農地防災事業 営農推進検討業務</p>	
	<p>◆当該地区の事業である国営総合農地 防災事業と今回の案件との関連性につ いて伺いたい。</p> <p>◆当該地区において、どのような作物 を生産していくかを検討する業務と思 われるが。</p> <p>◆当該業務の結果により、防災事業の 内容が変わるわけではないのか。</p> <p>◆今回プロポーザルに参加した業者は 1者であるが、当該業者以外に受注で きない案件だったのか。</p> <p>◆受注可能な業者は複数者いたが、結 果として1者のみの応募であったの か。</p> <p>◆12者が業務説明書をダウンロード したにもかかわらず、1者のみの参加 となった理由は。</p>	<p>◆事業自体は農業用排水施設の排水機能低 下に伴う防災事業であるが、当該地区は県 内有数の農業地帯であり、排水機能の回復 が優良な営農に関わることから、事業計画 作成時に営農計画も作成している。農業水 利施設の改修により、農産物のブランド化 等農業生産の維持、発展に資することを目 指している。</p> <p>◆施設の改修後、営農計画を基本にJAや 市町村等と地域農業の発展について話し合 いを進めていく材料とするための業務であ る。</p> <p>◆然り。地域の営農の持続が大目的として あり、その手段として排水機場の改修によ る湛水被害防止がある。他の事業地区でも 同様であるが、地域農業の発展を前提とし、 農業施設の更新を契機に、県、市町村等が進 める畑作の振興、及び環境への配慮や景観 を含めた地域農業の活性化等と連動した事 業を実施しており、今回も地域農業の振興 の一環として発注した業務である。</p> <p>◆事前に複数者から参考見積を徴収してお り。特定の業者に限定された案件ではない。</p> <p>◆然り。</p> <p>◆理由は不明である。今回の契約方式では、 技術提案書の評価に優れた上位7者を選定 することとなるが、結果的に参加業者は1</p>

	<p>◆国営総合農地防災事業の工期としては、概ね中間地点にあたるが、今後も同様な業務の発注が予定されているのか。今後、同様な案件の発注を予定しているのであれば、複数者が競争に参加する工夫が必要と考える。</p>	<p>者であった。他の営農計画に携わっている業者もあり、複数の業者が参加する可能性がある案件として発注したものである。河北潟の干拓については、農業経営基盤整備として畑作の振興を重視し、畑作経営の安定化を図ることを命題とし実施された経緯があるが、全国的に干拓地の営農が少なく、さらに畑作営農となると参考事例がないことから、特殊性や地域性を含んだ案件と考える。</p> <p>◆令和3年度にも同様の案件を発注しており、今回の分析結果により一定の成果が得られるものと考えている。その成果をもって県、市町村及びJA等の関係団体と今後の営農に向けた話し合いが行われていくことになる。</p>
--	---	--

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	その他全般	
	なし	
委員講評		
<p>◆本日の委員会において、局長に対する意見の具申又は勧告が必要なことはなかった。1者応札の解消に向け、早期発注を今後の対応策としているが、入札公告の準備等確実な取組をお願いする。</p>		